

第4回 経済建設委員会

令和5年6月14日(水) 5階 第1委員会室	開会 9時00分 閉会 10時37分
---------------------------	-----------------------

午前9時00分 開会

○委員長(辻 正之君)

おはようございます。

今日は各委員の皆さんの欠席もなく、ご出席いただきましてありがとうございます。

最近では、海外から観光客の方が、インバウンド需要によってどんどんと訪れてまいりまして、観光地として東京や大阪、京都といったところだけではなくて、日本全国各地に、隅々まで観光の方が押しかけてきているというような話を聞いております。

なぜこんなに多くの外国の方々が日本に来られているのかというようなことをちょっと聞いてみますと、やはり30年前に漫画とかアニメというのが日本からどんどんと外国に輸出されまして、そちらのほうで読まれたり、上映されたりするということで、日本という国を知っていただいたということから、最近では日本へ来られる観光客の方が多くなったというように話を聞いております。

その観光客の方々がびっくりされるのは、日本へ来て各市町村へ回っても、まちがきれいであるということをおっしゃっていました。それと同時に、人が親切であるということ、それから、真面目であるというようなことが言われているそうです。

そのほかにも、小さなことですが、チップが要らないことにもびっくりされ、また、タクシーに乗るときは自動ドアがあるということ。これは全く本当にびっくりされていました。

そのほかにも驚いておられたことは、電車に乗るときに小学生の子どもが一人で乗っていたりとか、学校へ通うのは子どもたちだけで小学校へ通っているということ。私たちにとっては非常に当たり前のことのように見えるわけですが、外国の方々にとってはそれが非常に驚きであると、いい意味での異常であるとも言われていたそうです。

これからどんどんと観光客が全世界から日本にやってきて、各地へ回って見えますので、ぜひ瑞浪市もその観光客の方に寄っていただけるように、よろしく考えていただきたいと思います。

以上、挨拶に代えさせていただきます。

本日、上着の脱衣を許可いたしますので、よろしくお願ひします。

ただ今から、令和5年第4回経済建設委員会を開会いたします。

○委員長(辻 正之君)

それでは、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

本日の委員会は、まず、条例案件3件について議案番号順に執行部より説明を受け、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

執行部入れ替えの後、その他の案件8件についても議案番号順に執行部より説明を受けますが、関連する議案については一括して説明を受け、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

なお、執行部説明後の質疑にあたっては、一度に複数の質疑は行わず、一問ごとに、できるだけ簡潔に、はっきりと聞き取りやすい発言をお願いいたします。

また、質問等における執行部の答弁にあたっては、関係する係員の入室を認めますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（辻 正之君）

それでは、議第33号 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

農林課長 工藤嘉高君。

○農林課長（工藤嘉高君）

よろしく申し上げます。それでは、議第33号 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案集の16ページ、議案資料の19ページをお願いします。

今回の改正については、岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱の改正により、県単独土地改良事業における県補助金割合などが変更されたことに伴い、県で補助された分の残りに占める市と地元の分担割合をこれまでと同様とするために所要の改正を行います。

議案資料の19ページ、新旧対照表で説明させていただきます。

第4条で、「岐阜県土地改良事業負担金及び分担金徴収条例」の題名を、「岐阜県土地改良事業負担金徴収条例」に改め、「第4条の2第1項」を「第4条の2第2項」とします。

19ページをお願いします。

下の部分の別表は、第3条の分担金の額について表されております。

20ページをお願いします。

旧のところの真ん中辺りをお願いします。県単土地改良事業の款のところ、かんがい排水事業の項中「100分の24」、それから、下の圃場整備事業の「100分の28」、同じく下の農道整備事業の「100分の24」、ため池整備事業の「100分の24」をそれぞれ「補助残額の100分の40」に改めまして、また、事業名変更により「ため池等整備事業」を「農地防災対策事業」に改めます。

今回の改正で、県の補助率が5%上乘せになりました。市の負担割合は3%、地元は2%減額となります。

本条例の、ここで表記する地元負担割合も、本来ですと100分の幾つというふうに直す必要がありますが、ほかの事業でも順次直しているように、実際の負担率を示すのではなく、県から補助していただいた分の残りを市が6割、「100分の60」、地元が4割、「100分の40」という、その負担割合を変えないということと、今後、県単独土地改良事業の負担率が多少変わりましたがその都度

変更することがなくなるために、このような改正の仕方としました。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（辻 正之君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

本当に県のほうと部分的に、今、40%という形にはなって、まあ、5%の補助を上乗せになったということですけども、それによって今、実質的にはこの事業をやることによって、地元の負担金というのは今、2%ぐらい安くなるっていうか、下がりましたよという説明でしたけれども、皆さんにとって負担が下がるという形の理解でいいわけやね。

○委員長（辻 正之君）

農林課長 工藤嘉高君。

○農林課長（工藤嘉高君）

はい、そのとおりです。

○委員長（辻 正之君）

ほかに。

6番 樋田翔太君。

○6番（樋田翔太君）

事業名改正というか、農地防災対策事業という名称になったんですけども、これ名称変わったことによって使えるものは、ため池以外の何か防災のことにも使えるという認識とか、それとも中身は同じで、名称だけの変更なのか。どうですか。

○委員長（辻 正之君）

農林課長 工藤嘉高君。

○農林課長（工藤嘉高君）

名称のみの変更です。

○委員長（辻 正之君）

7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

ちょっと確認やけど、前、危険ため池っていうのは、ほとんど県の事業の中でできて、市は負担金も何もなかったという事業があったと思ったけども、そのため池等の整備事業というものと、この今の危険度ため池を改修して、なくしてたわね。あれの事業とは全く関係はないわけですか。

○委員長（辻 正之君）

農林課長 工藤嘉高君。

○農林課長（工藤嘉高君）

やはり、ため池等事業費がうちになりますので、この県単独ため池っていうので余りやることはないと考えていますが、ここで言うため池、どんな工事があるか、ちょっと今手元に資料はございません。

○委員長（辻 正之君）

ほかにありませんか。

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

ため池等整備事業が農地防災対策事業に含まれるというイメージですけども、この名称が変わったようなあれというのは、何かほかということは、含んだ意図というのはどういうことなのか。ほか何かため池以外のこともあるので名称が変わったということの理解でいいですか。

○委員長（辻 正之君）

農林課長 工藤嘉高君。

○農林課長（工藤嘉高君）

申し訳ありません。そこまで県のほうに確認してないので、メニューは、中身は変わらないという事は聞いておりますが、この名前に直した意味というのがはっきり聞いておりません。

名称だけの変更と聞いております。

○委員長（辻 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

これで名称だけの変更でいうと、前の名称のため池「等」というところの部分っていうのは何を指しとるかね。

○委員長（辻 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

「等」についてはですね、ため池に付随する、ため池から出てくる、何でしょう。排水とかですね。そういうものが含まれていたと記憶しています。

○委員長（辻 正之君）

そのほか、ありませんか。

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

ここで言う県単独土地改良事業というのが、本市においては該当するところが今現在でもあるのかね。これは今まであったんですか。

○委員長（辻 正之君）

農林課長 工藤嘉高君。

○農林課長（工藤嘉高君）

本年度につきましても、県単独のかんがい排水事業ということで、頭首工の事業を予定しており、秋冬にかけて予定していますが、そのように今年も1件あります。

○委員長（辻 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

この間、災害があったわけだけど、これとは関係なく、災害のほうで扱う、補助率の関係も変わってくると思うんだけど、率の良いところとか地元負担の少ないほうを優先されるかなんていうことを思ったりもするんやけど、早よ終わるんやなということ。

そのときに、こっちは全然、普通の事業であるがためには、何ら関係ないという。この農地防災っていうのがあるところで、災害認定を受けると変わってくると思うけども、これはまるきり、そのときにはそちらが優先されて、この事業は関係なくなるということなの。この農地防災対策事業というのは、この災害があったときには、その災害のほうの対策で出るということであれば、全然関係ない事業ということの捉え方でいいのか。

○委員長（辻 正之君）

農林課長 工藤嘉高君。

○農林課長（工藤嘉高君）

あくまでも災害ですと、その対象となる雨量ですとか、どれだけ壊れた部分がなければいけないとかいうことがあります、それはそれ以外の部分です。

○4番（熊谷隆男君）

はい、ありがとうございます。

○委員長（辻 正之君）

ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（辻 正之君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第33号 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第33号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（辻 正之君）

次に、議第34号 瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

おはようございます。では、議第34号 瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

議案資料の21ページをお願いいたします。

今回の改正は、世界的な原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に伴う物価高の影響で、瑞浪市産業振興センターに係る施設管理経費が急激に上昇していることに伴い、瑞浪市産業振興センターの会議室等の使用料を電気料金等管理経費の上昇分も含めた料金とするため、改定をするものです。新旧対照表をお願いいたします。

会議室等の利用料に関する規程、第8条における別表第1、大ホールの項中、最初の3時間までの利用料の「1万3,200円」を「2万400円」に、3時間以降1時間ごとにつき「4,400円」を「6,800円」に改め、同様に、大会議室の項中「4,800円」を「7,800円」に、「1,600円」を「2,600円」に改め、中会議室の項中「3,600円」を「6,000円」に、「1,200円」を「2,000円」に改め、小会議室の項中「3,000円」を「5,100円」に、「1,000円」を「1,700円」に改めます。

別表第2、焼成炉（電気炉15キロワット）の項中、850度以下の「3,600円」を「4,700円」に、1,250度以下の「6,600円」を「8,600円」に改め、同様に、焼成炉（電気炉6キロワット）の項中「1,600円」を「2,000円」に、「2,900円」を「3,800円」に改めます。

議案集の17ページをお願いいたします。

附則の第1項で施行期日を令和5年10月1日とし、第2項では経過措置を定めています。

以上で、説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（辻 正之君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

5番 小木曾光佐子君。

○5番（小木曾光佐子君）

使用料なんですけど、約倍近い値上がりになってます。この根拠はどこにありますか。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

今回の改定の額の積算の根拠ですけれども、令和4年度の電気代そのものが対前年度比で約320万円ほど増加をしておりました。2.2倍になっておりました。その約半分程度、5割程度を目安に使用料で補えるように積算をさせていただきました。

○委員長（辻 正之君）

7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

産業振興センターのホールとか会議室の部分って、冷暖房込みの費用になっとるんやね。公民館とかほかの地区やと、冷暖房を使うときの時間によって、その冷暖房だけは別になっとるんやけど、そもそも設定されたときにその今の、結構な大きな金額ね。今度は幅が上がるけども、それ、使っても使わなくてもその料金になるという部分があるので、その辺のところはどうにかならんのかなという部分ですけれども。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

使用料そのものにつきましては、昨年度も一度、9月議会のときに指定管理料そのものを増額の予算をさせていただいておりますが、それでは補えないという状況がございますので、そうすると指定管理しているところが、支出が増え、歳入がないと赤字になりますので、そこをどこかで補うといったときに、今回のご提示させていただきます会議室等で今回改定をさせていただいておりますが、今回の金額につきましては、あくまで条例上の上限の額になりますので、今後、運営していく中で、この金額につきましては、指定管理者と協議をする中で、料金についてはあくまで上限ということで設定させていただきたいと思っています。

○委員長（辻 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

冷暖房費等について、使用料の中に一括で規定をしております。産業振興センターはそのようですけれど、これは平成29年に改正した際にこのような取り扱いとさせていただきました。

その理由は、利用等の申し込みするにあたって、冷暖房費が別だと利用者にとって煩雑であるということ。それから、年間のかなりの部分をやっぱり冷暖房を使うということから、實際上、そのほうが利用者にとっても、そして、管理上も便宜が図られるということから、そのような改正をしたという経緯がございますので、改めてこれを分離するということは今のところは考えておりません。

○委員長（辻 正之君）

7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

もう一つ、公民館等については、地域の活動の拠点という形で上げないよという、前に説明受けたんですけども、地域交流センターはなぜここに含まれなかったんだろう。電気料金が上がったということであれば、全体の中のほかのところも考えられるわけですけど、地域交流センターの、地域の公民館的な考え方の中からここには入れなかったのか。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

今、おっしゃったとおり、文化センターと公民館、地域交流センターは一般の方が利用されるのが多いです。一方、産業振興センターにつきましては、事業者の営業目的の活動とか、そういった利用が多いですので、ほかの地域交流センターですとか、公共施設等とは別に考えております。

○委員長（辻 正之君）

6番 樋田翔太君。

○6番（樋田翔太君）

算定根拠のことをちょっと聞きたいんですけども、320万円の電気代を含めた増額だったということなんですが、使用される電気のワット数とかその辺は変わってないんですか。単純に単価が上がったわけですか。

全体のワット数じゃなくて、例えば、1年間通して電気の使用の料金じゃなくて、使用の量が増えて、そういうことになったんじゃないかって、本当に単価だけが変わってるのか。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

総使用量ワットのところまでは確認はしておりません。使用料の増額だけで考えております。

○委員長（辻 正之君）

6番 樋田翔太君。

○6番（樋田翔太君）

そうしますと、使用が増えれば、全体の電気の使用量、使用する量が増えるってのは分かるんですけども、そこに一番気にしてるのが、大ホールとか会議室とかそこなのか、それとも、炉のほうにそこにきてくるのか、その辺も分からないですし、増えてる割合を見ると、大ホールで1.5倍、大会議室で1.62倍、中会議室1.66倍、小会議室1.7倍、15キロ、6キロのそれぞれの量は計算しますと、1.3倍、1.25倍という形になっていて、結局、電気を一番使ってるところに使用料を求めないと、本来の求め方ではないのかなと思って、会議室の、それこそコロナ禍で会議の利用がそこまでなかったんじゃないかなと。

要は利用するワット数が増えたのか、それとも利用する量が増えたのか、その根拠は難しいかと

思うんですけども、会議室のほうにそれを求めていくのが正しいのかなっていうのはちょっとまだ見えてこないといえますか、その辺の説明を求めたいと思います。

○委員長（辻 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

使用量については、今、数字を確認させていただきます。どこに負担を求めるとということについては、今回、電気炉も値上げをさせていただきましたけれど、やはり受益の方に最も、そして、負担になる方に最も負担を求めべきだと考えてます。

全体のおおむね1割程度が非営利といいましても、事業者の何々組合ですとか、何とかクラブとか、そういうところが全体の1割程度です。それ以外はほとんどが事業者の方の営利のために使う活動ですので、そういったことについて、受益者に応分の負担というよりも、負担の能力があると考えまして、今回このような値上げという形にさせていただきました。

炉については、それほどの件数がなく、実はコロナ禍において窯業技術研究所の利用料を2分の1減免をさせていただいたところ、この産業振興センターの電気料を使わずに、窯業技術研究所の電気炉を使う方がほとんどになりましたということが、利用の時間の便宜を図って、この産業振興センターに炉を設置したんですけれど、使われる方にとっては、昼間であろうと休みであろうと、安いほうを使われるということが分かりましたので、そのあたりは料金がある程度合わせる。窯業技術研究所とこの産業振興センターの料金体系を合わせる必要があるということから、このような改定とさせていただいています。

こちらの利用者の負担というよりも、利用上の整合性を取るという形で上げておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（辻 正之君）

6番 樋田翔太君。

○6番（樋田翔太君）

利用の量については、またお答えいただけたらと思っております。

今回は、それこそ戦争とかいろんなことが起こって、電気の料金自体が上がってますけども、これ今回はその料金、基礎となるその料金が上がったから上げたけども、また下がると下げるっていう考え方でいいわけですか。

○委員長（辻 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

先ほどの柴田議員からの質問で答弁した中に含まれてたんですけど、これは条件がありまして、指定管理者がその裁量の中で市と協議した上で定めるものということになってます。それですので、ある程度、需要を見ながら、利用促進のために指定管理者が、電気料等も見ながらですけど、この料金を下げるということは考えられます。

また著しく、そもそも私どもが積算したような根拠が逸脱するような電気料金の上下幅が変動した場合には、市としても考えていく必要があると思いますけれど、その辺りは上限ですので、ある程度は指定管理者のほうで考えていただくことになるかと思えます。

○委員長（辻 正之君）

7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

そもそも、建物全体の中で維持管理していくために多分、基本料金というのが定められておるもので、ある程度使っても使わなくても基本料金っていうのはおそらく払っていかなん部分があって、そこに随分、今度のところに関わったんやないかなと思ったんやけど、今の大ホールとかの、この値上がった部分の稼働率はどうなってるね。今の大ホールなんかは使われてるのが少ないかなという気がしておるんやけども。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

令和4年度ですけれども、大ホールにつきましては年間で41件の使用がございました。あと、大会議室ですとかは100件の利用がありました。

○委員長（辻 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

先ほどのご質問で、使用電気料ですが、令和3年度が18万9,400キロワットアワー、令和4年度が19万1,600キロワットアワーで、ほぼ同じです。ほとんど変わらないということですので、お願いいたします。

○委員長（辻 正之君）

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

料金を上げてしまうと利用者が減るようなことが考えられるんですけども、この辺は検討されました。

○委員長（辻 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

近隣の施設、例えば、土岐市、多治見の施設の利用料金も考えながら、また、指定管理者のご意見をいただきながら、このような金額の改定が妥当だと考えてます。

ご質問の答えとしては、料金を上げて使いたいということは十分ございますので、そのことによって利用が著しく少なくなるということはないと考えています。

○委員長（辻 正之君）

1 番 成瀬徳夫君。

○1 番（成瀬徳夫君）

違う話なんですけど、電気はどこと契約されます。

○委員長（辻 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

関西電力です。

○委員長（辻 正之君）

ほかにありませんか。

5 番 小木曾光佐子君。

○5 番（小木曾光佐子君）

議案質疑のときに、貸事務所の使用料を据え置くというお話がありました。算出基準が違うので値上げしないっていうお話だったと思うんですけど、算出基準というのはどういうふうになっていますか。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

事務所ですとかインキュベーションルームの使用料につきましては、瑞浪市行政財産の目的外使用に係る使用料の徴収条例から規定をしております。その中で、使用する建物の台帳価格に記載されている金額から100分の7を乗じて得た額と、そのほかに建物の面積に相当する土地の使用料、それを実際に事務所、インキュベーションルームが占める割合を掛けると規定がされております。

○5 番（小木曾光佐子君）

ありがとうございました。

○委員長（辻 正之君）

ほか、ありますか。

4 番 熊谷隆男君。

○4 番（熊谷隆男君）

さっき電気代が2.2倍になりましたよと。それで、この使用料が全部電気代ならえらいことやなと思うわけやけども、使用料の中にはほかが含まれないと。使用料の中で電気代が占める、経費としての部分っていうのはそんなに大きいものなのかなと。そこが思うところで、その割合と言いますか、使用料の中から引かれるべき電気代ってのはどれぐらいを占めとるわけなんでしょうか。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

今回の改正につきましては、実際にその一部屋借りるときの使用料の中に占める電気料というふ

うでは計算をそもそもがしてございません。

先ほど部長も言われましたけども、電気料金が今回、上昇している。その分につきまして、使われる受益者の方から相応の負担をしていただく中で、今回は上昇の2分の1程度は使用者の方に負担をしていただきたいと。上限ですけれども、ということで改定をさせていただいております。

○委員長（辻 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

そんな難しいこと聞いとるわけやなくて、例えば使用料を払いましたよと。ただ、その中のうちの電気代は、1万円とすれば、電気代はそのうちの1,000円分のところが電気代ですよというのは、現実的に経費で出るわけやから、算出できるんやないかななんて思ったりするんやけども。

そういうものでいうと、そんなにどうやと、どれだけ電気代っていうものが占めるのが大きいのかと。これに鑑みて、同じことを今も質問してもいかなので聞くとすれば、電気料金等々、さっきも、昨日も聞きましたけども、その算定に加わるほかの要素が大きいので上がるというイメージかななんて想像したわけやけど、その辺のところをちょっと教えてほしいんですけど。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

指定管理者が運営していく上で、令和3年度とこれまでと比較をして、電気料金の値上げがなければ、会議室等も今までの料金での使用料収入等で、収入の中で経営ができたという中で、今回、電気料金が主にですけれども、大幅に上がった関係で、それを補う上で電気料金等の増額につきましては、先ほども申し上げたんですが、指定管理料を増やすということはしておりますが、実際にそこでは補い切れないという部分がございます。

熊谷委員が言われるとおり、電気料金が使用料の何割というのがはっきりあれば、それを計算上出る、掛けるというのが正しいのかもしれませんが、今回そういったところの使用料の割合、電気料金が何%を占めるというふうに、もともとの設定はしてございませんので、あくまで使用料の中で電気料金とかを含むと。含んだ会議室の使用料となっておりますので、今回の指定管理が運営を補っていく中で、電気料金の上昇を何か補うかというところで、使用される方の受益者の方に一部負担をしていただきたいといったところで、上昇の全てではなくて、一部をとということで、半分程度ということで設定をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（辻 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

僕ね、床屋さんに行ったんですね。電気代が上がってきたこの1か月か2か月で2回目行ったら、だんだん、毎回値段が上がるわけ。「電気料金が上がったもんで」って床屋さんは言うわけよ。

俺ね、電気代が上がって、こんなに値段上がるかしらんと思うわけよね。これも便乗じゃねえか

と。電気料金ということを書いて、このときついでにこれぐらい上げるでっていうようなことで出しとると違うのかなということも誰かが想像するんじゃないかなと。

この金額というものの自体で、これだけ使用料が上がるということに加味する電気料がどれだけ上がったのって。それがどれだけ占めるの。使用料には、きっと清掃する経費やとか、維持管理する経費っていうのが含まれる中で、ここが何となくこの電気料金っていうのが、水戸黄門の印籠のような出し方は説明責任を果たさないかなと。

やっぱりこれ何がどうだっていうこと自体、もうちょっと正しく伝えないと、僕らも市民の皆さんに言えないということも思ったりするんじゃないけど、そのことで、どういう内容かが、どういうことを含んで、どういうことの意味が指定管理者との間で、どういう協議がなされたということが見えてこないというのが非常に不透明だというふうに僕は思うわけだやけども、その辺をお聞きしたい。

○委員長（辻 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

管理経費の内訳は、今確認をさせていただいて、後ほどお答えします。

○1番（成瀬徳夫君）

委員長、関連。

○委員長（辻 正之君）

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

今、電気料金ということでアップしたわけなんだけど、私の受け止め方は、その電気料金と言いながらも、やはりあそこの建物、空調もちょっと古くなってる、その維持管理のほうも、やはりこれからお金かかってくるんだから上げていこうという考え方があるんじゃないかなと思いましたけど、当然なんだけど、その辺はいかがですか。

○委員長（辻 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

議案資料の趣旨にも書かせていただいておりますけれど、「電気料金等管理経費」ということで、「等」につきましては、人件費であったり、そのほかの管理経費が含まれております。

ですので、今、委員がおっしゃったとおり、電気料金以外にも、物価上昇がございますので、そういうことも鑑みての料金改定ということでございます。

○委員長（辻 正之君）

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

空調機はやはり、毎年毎年きちっと管理していかないと、壊れてからでは遅くなってしまいうんで、そういう形で毎年毎年やっていただければ、多少お金はかかるかもしれんけども、やってい

ってもらわないと、いざというときに何でそんなお金がかかるんだって話になってしまいますので、その辺だけご理解願って、進めてもらいたいと思います。

答弁要らないです。

○委員長（辻 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

僕、床屋でちょっと怒ったもので、こういうことになりましたが、市全体でいくと、総合文化センターの活用ということも今後出てきて、これ経済部の所管するところであると。教育委員会が所管するところもあると。

市の公共施設の管理の上では、やっぱり全体でトータル的な数字を出してもらってというのが、指定管理してない、どうということなく、そういうことの提案をしてもらってということが、全体でバランスが取れる一番何とか納得いくことじゃないかなということで、やっぱり経済部長からも所見がいただきたいところやけど、こういうことで委員会でも出とるというようなことで、前に進めていただきたいと思いますが、どうでしょう。

○委員長（辻 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

今回、度々お答えするように、利用の実態が他の施設と違うということで、庁議全体で、市の施設全体も考えるべきじゃないかというような意見があったことは確かですけど、その利用の実態を鑑みてここだけとりあえず料金改定をさせていただきたいということでございます。

ご意見は、また市の執行部にも伝えておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（辻 正之君）

7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

あそこの指定管理料のしくみが今の電気料金も含めた中の使用料で払っておるわけね。それで、使用料がある程度たくさんあれば、おそらく、あそこの中の収入に上がるわけやもんで、その中で差し引きされた中で、指定管理料を定められるわけやね。

公民館等のほかのところっていうのは、指定管理料の中に電気料金とかいろいろ含まれとらんのよね。電気料金とかは市が直接払ってる形になってる。ほかの公民館とか。あそこは含まれた形で借り取るもんで、電気料金が上がったや、300万円電気料金が上がったのでやってくれよと。あそこに入ってる今の指定管理者がそういう立場だろうと思うんですけども。

要はあそこをどんどん使ってもらえる方法を考えていって、使用料を上げるという形になればもっと収入になってくるので、その動力的な部分も足りんのかなという気がするんやけど、あくまで電気料金の部分の300万円をもらってもそれが賄えんという部分だけじゃなくって、もうちょっと努力もしてもらう必要があるかなというのは付け加えておきたい。

○委員長（辻 正之君）

6番 樋田翔太君。

○6番（樋田翔太君）

10月1日からこれ適用される、定めたいということなんですけども、指定管理者と協議されてると思いますので、10月1日には幾らにするつもりがあるかっていうのは分かりますか。

利用料金を指定管理者は幾らぐらいにするだろうということは協議されていますよね。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

今回、10月1日から新たに、今回示させていただきました金額で開始をするというところで、今の段階では協議しておりますが、今後の、それこそ使用料等を見ながら、そのあたりは協議をしていきたいと思っております。

○委員長（辻 正之君）

ほか、ありませんか。

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

先ほどの使用料の積算の内訳ということですが、公共施設の使用料については、使用料の設置当時から積み上げによる積算ではなくて、近隣市のバランスであったり、市内の類似の施設のバランスを考えながら料金設定をしております。

ですので、もともとの使用料について、もう産業振興センターについては、電気代が幾らで、人件費が幾らでっていうような積み上げに基づいた金額の設定ではないということでございます。

今回、一番大きな値上げは電気料ということで、その相当分を5割程度の使用料の増加で賄えるようにと設定をさせていただいておりますけれど、全体の経費を使用料だけで見るということはなかなかできませんので、足りない部分は当然ですが、持ち出しというか、税金で補填しているという部分がございます。

そういう趣旨で、ある程度、受益者の方に負担いただきたい。特にこの産業振興センターは利用の実態からそれができると考えておりますので、そのあたりを踏まえてとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（辻 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

そうしたら説明のときに、電気料金との管理上、経費の上昇分を含めた使用料の改定って、何か言っとることと今の説明とが、幾分かニュアンスが違うやないかなっていう思いがするわけよ。

一生懸命あれを運営するために苦労してるから、算定基準はできるだけやないけども、そういうことも考えて、税金も掘り込んであれを運営してもらっとんやから、この際って、やっぱりここの

辺のところの補足説明というのは、正直なことを書いてほしい。

それで引かかるわけやから、質問が出るころはそういうことのごさがあるかなと思います。

○委員長（辻 正之君）

経済部長 鈴木創造君。

○経済部長（鈴木創造君）

この上昇分については、電気料の半分程度を見込んでいるということで、上昇分を含めた使用料
改定をさせていただきたいということの説明の趣旨でございます。

○委員長（辻 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

やっぱりそのところは丁寧にさせていただきたいということを要望しておきます。

○委員長（辻 正之君）

ほか、ありませんか。

7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

貸館のほとんど事務所については据え置きということなので、入ってみえる方については余り影
響がないかなという気がしますけれども。共有スペースの部分っていうのは全く今構ってない、無
料で使われとる。

あそこで電気も使っても、エアコンを使ってもいいけども、共有スペースっていうのはみんなが
共有して一緒に使うなんてことは全くなくて、医師会が使ったりとか、最初に取ってしまうと共
有スペースを使われる団体が使われる形になつとるんやね。

共有スペースっていうのは、あくまで結構入ろうと思ったら20人から30人ぐらい入れるのかな。
そういうスペースが今無料の扱いになつとるもので、その部分については今後もそのまま、皆
さんがいつでも入って使えるよという感覚の共有スペースという考え方で、そのままにされるのか。
その辺のところをお願いします。

○委員長（辻 正之君）

商工課長 豊崎 忍君。

○商工課長（豊崎 忍君）

おっしゃるとおり、今後も今のところは無料というところで、皆さんで使ってもらおうと考
えています。

○委員長（辻 正之君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（辻 正之君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第34号 瑞浪市産業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第34号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（辻 正之君）

次に、議第35号 瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

予防課長 大島正尚君。

○予防課長（大島正尚君）

それでは、議第35号 瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案集の19ページ、議案資料の22ページをお願いいたします。

今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、電気を動力源とする自動車等の充電にかかる急速充電設備の規制と、火災予防上必要な措置の見直しのほか、所要の改正を行うものでございます。

初めにお配りした「参考」と書かれましたイラストと写真のある資料をご覧ください。

「急速充電設備」の全体のイメージ図についてご説明します。

左側からですが、一番左にあります電柱から電気を受電しまして、変電設備で必要な電圧に調整し、その隣にあります急速充電設備本体を通りまして、充電ポストに配電され、それぞれのポストからコネクターを通じて、一番右にあります電気自動車等に充電する設備になります。

それでは、条項ずれや文言整備等を除き、主な改正内容をご説明いたします。

議案資料22ページの新旧対照表をご覧ください。

第11条の2第1項につきましては、急速充電設備の中で対象を「電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機、その他これらに類するもの」とし、全出力の上限を撤廃します。

コネクターを用いて充電するものであることを明記すると共に、分離型の急速充電設備にあっては、充電ポストもその設備に含むこととします。

次に、23ページをお願いいたします。

同項第11号では、急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作できる箇所に設けなければならないことを規定します。

第17号は、分離型の急速充電設備にあつては、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストは蓄電池を内蔵しないこととします。

23ページから24ページをお願いいたします。

第23条第3項第2号は、火災予防条例上の「喫煙所」と表示した標識の設置につきましても、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととします。

第4項を新たに加え、「喫煙」または「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号につきましても、国際標準化機構、または、日本産業規格に適合するものとします。

それにより、別表第7は削除します。

議案集の21ページをお願いいたします。

最後に附則でございます。第1項で、この条例は公布の日から施行することとして、第11条の2第1項の改正規定につきましても、令和5年10月1日としております。

第2項から第4項までは、急速充電設備及び喫煙等に関する規定の見直し等について、経過措置を定めてございます。

以上、議第35号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（辻 正之君）

ご苦労様でした。

それでは、これより質疑を行います。

ただ今の説明に対し、質疑はありますか。

2番 柴田幸一郎君。

○2番（柴田幸一郎君）

ちょっと分かりづらかったので、確認させてください。このたばことかの図記号なんですけども、これは国際的なものに合わせるよっていうことならば、古いものは全部撤去して、順次新しいものに入れ替えるという考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（辻 正之君）

予防課長 大島正尚君。

○予防課長（大島正尚君）

今のところ、瑞浪市には設置してございませんので、もしあれば交換していくということになると思います。

○委員長（辻 正之君）

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

資料の23ページで、「利用者が異常と認めたとき」っていう、この「異常」っていうのはどうい

うものを異常と言うのか。私、電気のこと余り詳しくないので、分からないもので。

その充電器の異常を認めた、車のほうの異常なのか、それが充電器の異常なのか。そちらをお願いします。

○委員長（辻 正之君）

予防課長 大島正尚君。

○予防課長（大島正尚君）

異常について全てを想定することはできないんですけども、何かしら、その使用者が異常と感じた場合ということになります。

○委員長（辻 正之君）

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

利用者は特にそういう異常と認めたときには自分で止めなさいよということですね。

○委員長（辻 正之君）

予防課長 大島正尚君。

○予防課長（大島正尚君）

そのように、利用者が異常を感じられたとき、危険ということになりましたら、臨時停止できるようにします。

○委員長（辻 正之君）

ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに発言もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（辻 正之君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第35号 瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第35号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（辻 正之君）

ここで、暫時休憩を10時10分まで行います。

なお、休憩中に執行部の入れ替えを行ってください。

午前 9 時58分 休憩

午前10時10分 再開

○委員長（辻 正之君）

それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

○委員長（辻 正之君）

次に、議第50号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

おはようございます。よろしくお願いいいたします。土木課より、議第50号 市道路線の廃止について説明をします。

議案集は36ページ、議案資料は39ページになります。

議案資料で説明をさせていただきます。39ページをお願いします。

この議案は、現在、市道として活用されていない市道を廃止するものです。場所は日吉町の蔵ノ田、開元院の南側で、県道飛騨木曾川公園線から西側に延びる路線です。青色太矢印で示しております。

路線名は「平岩4号線」で、起点の日吉町字蔵ノ田8889番地1地先から、終点の日吉町字西平8904番地先までの17.1メートルを廃止します。

この市道平岩4号線は、主に幅員が1.2メートルの歩道ですが、現況は雑種地で道路の形態がありません。また、通行人もおらず、公共性が低いため、今回廃止するものでございます。

以上、議第50号 市道路線の廃止の説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○委員長（辻 正之君）

ご苦労様でした。

ただ今の説明に対して、質疑はありますか。

7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

これ使われとらんって言って、前、そもそもが雑種地になっとなって、市道に認定した部分のいきさつとか、今になって、この時期にやるという意味がどうなんだろうと。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

かなり前は、実際、道があったと思われます。こういった先の川も橋が架かってまして、市道と認定されてました。

今回、GISで航空写真と市道の路線を重ねたところ、ここには道がないぞということになって、現地を確認したところ、実際にそういう形態がないということで、今回廃止を上程させていただきました。

○委員長（辻 正之君）

4番 熊谷隆男君。

○4番（熊谷隆男君）

市道認定されとったわけやから、市の財産と思うんですけど、僕は雑種地で、きっと管理されることなく、野放図に林になるというふうな理解でいいんやね。市は構わないということになるかね。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

構図上では、一応、赤道として残っておりますので、一応土地としては公共性のあるというところであります。現在は前の方がちょっと草を刈っていただいている状況です。ちょっと今後それが継続されていくようお願いしていきたいと思えます。

○委員長（辻 正之君）

6番 樋田翔太君。

○6番（樋田翔太君）

この市道が実際なくなったのは、本当はいつだったんですか。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

調査しましたが、いきさつは分かっておりません。

○委員長（辻 正之君）

ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに質問もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（辻 正之君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第50号 市道路線の廃止については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第50号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（辻 正之君）

次に、議第51号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

議第51号 市道路線の廃止について説明をします。

議案集は37ページ、議案資料は40ページとなります。

こちらの議案資料で説明をします。40ページをお願いします。

青色太矢印が廃止する「白倉・鳥ヶ平線」です。

位置ですが、日吉町白倉で昔の日吉中学校の北側、白倉の上組集会所の付近となります。白倉・鳥ヶ平線は、起点が日吉町字桜ノ木2214番1地先から、終点が日吉町字鳥ヶ平2771番1地先の延長82.5メートル、平均幅員が1.2メートルほどです。

しかし、現在は土地改良事業により圃場が整備されており、用途としては廃止をされていますけれども、認定が残ったままとなっております。

先ほどの議案同様に、調査の結果判明しましたので、今回廃止するものです。

以上、議第51号 市道路線の廃止の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（辻 正之君）

ご苦労様でした。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

前のことも、今回の議案もですけども、どうして今なのっていうことなんだけど、これ実際、その土地改良があったときに、もうどうしてやっとなかなかったっていうことがちょっと引っかかるんだけど、こういうのってたくさんあるんじゃないですか。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

圃場整備は、実際、平成8年に終わっております。正直なところ、そこでの廃止漏れであります。

今回、全体を写真で見たところ、幾つか見つかって、今回、次のもそうなんですけども、ちょうど写真と重ね合わせる、今までそういうことしなかったもんですから、今回それでこのタイミングでちょっと上げさせていただくことになります。

○委員長（辻 正之君）

1 番 成瀬徳夫君。

○1 番（成瀬徳夫君）

今回からそういうことを始められたということですか。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

ちょうど重ねる機会があったので、ここで重ねて、これから新たに認定するのは精査していきますので、こういうことが生じない。今までの今回、精算したという。そういうことです。

○委員長（辻 正之君）

4 番 熊谷隆男君。

○4 番（熊谷隆男君）

同じようなことで、さっきの雑種地で管理をどうやっていう質問やったわけですけど、今度の場合は田んぼになっちゃつとるわけやね。すると、その中に市の部分の権利のある土地が含まれとるというイメージなのか、それももう圃場整備をしたときに、きっと元からその土地を持ってるんで大きくなった田んぼなように僕思うわけやど、そういうときの扱いというのはどうなるのか。もうその人の地権者は権利としてもらつとるというふうなことですか、これ。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

この白倉地区の圃場整備ですので、そのときにもう換地で全て、建物は新しい農道なりに組み替えられているので、単純にこの市道認定が残っていただけということです。

○4 番（熊谷隆男君）

認定が残ってる。

○委員長（辻 正之君）

ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに質問もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（辻 正之君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第51号 市道路線の廃止については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第51号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（辻 正之君）

次に、議第52号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本議案について、執行部の補足説明を求めます。

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

それでは、議第52号 市道路線の廃止について説明します。

議案集は38ページ、議案資料は41ページになります。

議案資料で説明をします。41ページをお願いします。

青色太矢印が廃止する「馬屋線」です。瑞浪中央公園の北側に位置し、起点は北小田町1丁目45番地先、終点は北小田町1丁目33番地先で、延長81.6メートルです。

この一帯ですけれども、区画整理が行われ道路の形態も変わっております。平成15年当時に市道が再編され、当該箇所は現在「北小田32号線」として市道認定がされております。今回、昔の市道が廃止されずに重複して認定されていることが判明しましたので、今回廃止するものでございます。

以上、議第52号 市道路線の廃止の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（辻 正之君）

ご苦労様でした。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段質問もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（辻 正之君）

それでは、これより本議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議第52号 市道路線の廃止については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第52号は、原案のとおり可決されました。

○委員長（辻 正之君）

次に、議第53号 市道路線の廃止についてから、議第55号 市道路線の認定についてまでの3議案は、関連性がありますので一括議題といたします。

本3議案について、執行部の補足説明を求めます。

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

議第53号 市道路線の廃止、議第54号 市道路線の認定、議第55号 市道路線の認定は、関連しますので一括で説明します。

これら3議案は、土岐町の名滝団地南側において、瑞浪恵那道路が整備されることにより市道が分断されますので、新たに再編を行うものです。

議案集は39ページから41ページ、議案資料は42ページから44ページとなります。

議案資料の42ページをお願いします。

まず、議第53号の青色太矢印の線は、現行の「名滝・浦田1号線」で、起点が土岐町字浦田3456番1地先から、終点の土岐町字東半入道3649番地先までの775.8メートルを廃止します。

43ページをお願いします。

議第54号の赤色太矢印は、先ほどの議第53号と同じ起点、土岐町字浦田3456番地1地先から、終点の土岐町字南半入道3724番先までの444.3メートルを「浦田・南半入道線」として認定します。

44ページをお願いします。

議第55号の赤色太矢印は、土岐町字南半入道3724番地先から、議第53号と同じ終点、土岐町字東半入道3649番地先までの287.4メートルを「南半入道・東半入道線」として認定をします。

議第54号の終点と議第55号の規定が44.1メートル離れることとなりますが、ちょうどここに瑞浪恵那道路が通ります。

以上、議第53号 市道路線の廃止から、議第55号 市道路線の認定までの説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○委員長（辻 正之君）

ご苦労様でした。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

2番 柴田幸一郎君。

○2番（柴田幸一郎君）

議第55号の市道について聞きたいと思っています。明確にちょっと分からなかったので、農道と市道の違いについて国語辞典で調べたら、農家と農場をつなぐものが農道やと。耕作地から耕作地に設けられたものも農道やと。

それで、今回、議第55号はどちらかという、市街地から市街地に結ぶためというよりは、むしろ、耕地から耕地まで続いている農道の役割のほうが非常に高いと考えますが、市道にせず、農道にしたらどうなのかと思いますけど、いかがでしょうか。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

既に市道認定されており、舗装もしっかりかかってある道路であります。今回、瑞浪恵那道路によって分断されることで、そのままの形状を引き継ぐということで、このような認定をさせていただきたいと思って上程しております。

○委員長（辻 正之君）

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

44ページ、議第55号なんですけど、これ資料ですけどね、起点から終点があるんだけど、この起点から、瑞浪恵那道路に沿ってまた道路が新しくできると思うんですけど、これはまた新しい道路として、次回というか、いつか出てくるわけですか。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

今回認定したところは、もう既に瑞浪恵那道路の掘割の工事をやっております。今後、今言われたところは、これから工事をしていきますので、形状がはっきりした時点で、また新たに認定を早くしていきたいと思っています。

○委員長（辻 正之君）

6番 樋田翔太君。

○6番（樋田翔太君）

確認なんですけども、41メートル空いて、市道をそれぞれ分断して作っておりますけども、もう現状は道路はそこにはないということでいいですか。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

もう既に道路はない状態です。

○6番（樋田翔太君）

分かりました。

○委員長（辻 正之君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに質問もないようですので、質疑を終結します。

○委員長（辻 正之君）

それでは、これより本3議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議第53号から議第55号までの3議案を一括して採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、本3議案を一括採決することといたします。

お諮りします。

議第53号 市道路線の廃止についてから、議第55号 市道路線の認定についてまでの3議案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第53号から議第55号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

○委員長（辻 正之君）

次に、議第56号 市道路線の廃止について及び議第57号 市道路線の認定についての2議案は、関連性がありますので一括議題といたします。

本2議案について、執行部の補足説明を求めます。

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

それでは、議第56号 市道路線の廃止及び議第57号 市道路線の認定の説明をいたします。

これら2議案は、釜戸町の公文垣内団地南側において、瑞浪恵那道路が整備されることにより市道の終点が変わるため、新たに再編を行うものです。

議案集は42ページと43ページ、議案資料は45ページと46ページとなります。

議案資料で説明します。45ページをお願いいたします。

議第56号の青色太矢印は、現行の「公文垣内西定2号線」で、起点の釜戸町字西定587番2地先から、終点の釜戸町字西定572番4地先までの484.3メートルを廃止します。

46ページをお願いします。

議第57号の赤色太矢印は、先ほどの議第56号と同じ起点の釜戸町字西定587番2地先から、終点の釜戸町字西定574番9地先までの481.7メートルを「西定線」として認定します。

議第56号の終点と比較して、議第57号の終点の位置が北側に若干変わっています。ちょうどこの南側に瑞浪恵那道路が整備されるため、このような変更となっております。

以上、議第56号 市道路線の廃止、議第57号 市道路線の認定の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（辻 正之君）

ご苦労様でした。

ただ今の説明に対して、質疑はありませんか。

7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

これ、前も言ったと思うんだけど、メートルは書いてあるけど、幅員が書いてないね。ここの幅員はどれだけあるわけやね。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

この市道は幅が前後しておりまして、1.5メートルから3メートルの幅員の市道であります。

○委員長（辻 正之君）

6番 樋田翔太君。

○6番（樋田翔太君）

名称もさらっと変わるとるかなと思うんですけども、公文垣内が抜けた理由は何かあるんですか。

○委員長（辻 正之君）

土木課長 中村恵嗣君。

○土木課長（中村恵嗣君）

今、市道認定するときの市道名、基本的に字を結ぶ形で認定をしております。今回、・・・字として名称を変えさせていただいています。

○委員長（辻 正之君）

ほかにありませんか。

7番 柴田増三君。

○7番（柴田増三君）

これ質問やないけど、やっぱり今、市道認定するとき幅がないとかなかなか地域の中でも難しい部分があるんやけど、この今、幅員そのものは結構狭いところで、もう過去にされてる部分があるので、これ仕方ない部分があるかなと思うんやけど、今後入れられる時も、ここの幅員を全部やっぱ表示しといてもらったほうが分かりやすいということになったら、農道に近いというか、田

んぼの中を通っているのであれやけど、要望です。

○委員長（辻 正之君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに、質問もないようですので、質疑を終結いたします。

○委員長（辻 正之君）

それでは、これより本2議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別段発言もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議第56号及び議第57号の2議案を一括して採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、本2議案を一括採決することといたします。

お諮りします。

議第56号 市道路線の廃止について及び議第57号 市道路線の認定についての2議案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議第56号及び議第57号の2議案は、原案のとおり可決されました。

○委員長（辻 正之君）

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、全て終了いたしました。

審査結果の委員長報告につきましては、委員長に一任願います。

○委員長（辻 正之君）

ここで、執行部の皆さんは退席をお願いします。

ご苦勞様でした。

委員の皆さんにつきましては、引き続き連絡事項がありますので、お残りください。

〔執行部 退席〕

○委員長（辻 正之君）

それでは、7月18日の土岐橋勉強会の延期について、事務局からご説明いただきますのでよろしくをお願いします。

○議会議務局長（梅村修司君）

予定をされておりました7月18日に土岐橋の勉強会を経済建設委員会の皆さんでされるということで、一たん、予定を組みました。

その後、岐阜県からリニアの期成同盟会の総会をこの日ということ、かぶってしまったもの、ですから、再度、建設部を通して調整を図りましたが、今般の大雨等で岐阜県のほうも、うちの建設部土木課のほうも、災害対応が大変厳しいという中で、ちょっとこの夏季、夏の期間の開催が厳しいということで、こちらについてはまた調整がつき次第、秋以降の再調整をさせていただいて、勉強会を開催していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（辻 正之君）

ありがとうございます。

質問は特によろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それとあと、連絡をしたいと思います。視察についてですけれども、前々からちょっといろいろ皆さんからご意見をいただきまして、何とか8月中に、10月、11月は非常に立て込んで、非常に忙しくなるということでしたので、何とか8月中にできないかというようなことを今、事務局に申し入れて、再度調整をしていただくことになりました。

最悪、調整がつかないときには、ちょっと別の視察先を検討して出していきたいと思っておりますので、何とか8月に行けるようにしたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○4番（熊谷隆男君）

一々確認すると、毎回開いて、その言葉を聞かんなんて、ある程度決めて、概略が姿現してから言ってもらったらいいと俺は思うけど。お願いします。

○委員長（辻 正之君）

これは決定でも何でもありませんので、ちょっとお知らせだけです。

1番 成瀬徳夫君。

○1番（成瀬徳夫君）

それこそ日にちを委員長で、この日とこの日とこの日に行きたいんだっていうことを事務局に言っていて、それを流してくれるとありがたいと。

だから、それを何か雲の上の話で視察に行くのがあっちこっちしちゃってるので、だからその辺をやっぱ委員長が日にちを決めていただいて、この日、この日、この日というふうにして、それで事務局へ、それで対応して向こうへ話をしてもらおうというふうにしていかないと、決まっていかないと思います。

○委員長（辻 正之君）

その辺も考慮して、話をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

6番 樋田翔太君。

○6番（樋田翔太君）

あらかじめ、例えば8月の第1週なのか、2週なのか、3週なのか、どの辺でやるかということを決めといていただければ、予定のほうも確保しておきます。

○委員長（辻 正之君）

今ちょっと話をしているのは、8月の後半ぐらいになる、お盆休み以降ということで。

○6番（樋田翔太君）

20日以降ですね。

○委員長（辻 正之君）

そうですね。20日以降を基準にしておりますが、相手先もありますので、その調整次第でちょっと変わるかもしれませんが、そのあたりということをお願いします。

○6番（樋田翔太君）

20日以降ですね。分かりました。

○委員長（辻 正之君）

以上になります。

○委員長（辻 正之君）

これもちまして、令和5年第4回経済建設委員会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

午前10時37分 閉会